

Title	紀州田邊に於ける座の研究
Sub Title	
Author	脇村, 義太郎(Wakimura, Gitaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.3 (1923. 5) ,p.86(392)- 104(410)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230500-0086">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230500-0086</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 紀州田邊に於ける座の研究

## 緒言

予が故郷紀州田邊に徳川時代座の制度の存した

を稍明かにすることが出來た。鬪鷄神社の古記録  
中次のものが、私を教へるところ多かつた。

ことは竹越興三郎氏（日本經濟史）平泉澄氏（史

田邊町大帳（註一）

學雜誌第二十九卷三號）等によつて注目せられ、

萬代記（註二）

既に研究せられたところである。而してその座が  
特殊のものなることも等しく認められたところで  
ある。然るにかかる座の制度を有し、それが經濟  
史上相當價値あるものなることについては却つて  
膝下の田邊に知る人がないのである。否田邊にか  
かる「座」の存したことをさへ今は知る人が少な  
い。されば記録に存する事實に就き質すも、これ  
に答へ得るものなく、會々あるも「座とは後年の  
株と同じ意ならん」といふ程度である。

幸ひ田邊町鬪鷄神社に種々町政に關する古記録

註一、「田邊町大帳」全部百三十卷あり、寛文八年筆を起した  
しかし是等はいすれも純然たる商家の記録でな  
く、座を知るには未だ充分ではない。座内部の記  
録の存するものを求めたが、何分その當時の商家  
の今日に存するもの稀れにして、町家の記録は安  
政大地震後の大火灾は明治年間兩度の洪水で消滅  
したものか、得るところがなかつた。故に不便を  
忍むで前述の諸記録のみによることにした。

る。傳へるところによれば、町會所の記録で、特に「物書」なる者あつて作りたるなりと。湯川退軒氏の「田邊舊事記」「田邊沿革史」はこれを簡略にし、或は事柄によりて分類したるものにて、編年體の「田邊町大帳」を讀むには好箇の手引である。

註二、「萬代記」田邊の大庄屋及び永代、大年寄を勤めた舊家田所氏の記録である。體裁記事「田邊町大帳」と大同小異。文明より天保十年に至る間のもので百五冊ある。鬪鷄神社には此外田所氏の古記録を二百余保管もあり。

註三、「田邊町江川諸事覺帳」前記鬪鷄神社にある田所氏古記錄中の一。「文化三年寅正月」とあり。

## 第一章 紀州田邊

紀州（和歌山縣西牟婁郡）田邊は會津川の海口にある一小都會で、熊野路に沿ひ古くより牟婁ノ津として聞えた。西國名所圖會には「當城下は熊野路の街道大邊路、中邊路の兩道の落合にして是より向ふは和歌山への往還なれば遍歷の道者、旅商人、武家、出家、諸職人通行しばしば間断なし」とある。然乍田邊が今日の會津川の左岸に生じた、これは比較的後年のことで、慶長十一年淺野左衛門

佐が此地に城を築いて移り住むに始つた。それより以前淺野氏は對岸の西ノ谷の上野山の城に居つたが其地は狹隘で、將來發展の見込なく、且山城は武器の變化に伴ひ集團的軍事行動を取ること多くなつた折柄、城地を平野に移すの必要を感じ、左衛門佐氏定<sup>彈正長政</sup>の甥なり慶長八年會津川口の右岸に洲崎城を築いて移つた。この城慶長十年大波浪のため破壊さるや新に左岸に策いて移つたが、湊城、後の田邊城である。（註二）そして町割を行ひ、城の東方を侍屋敷、北方を市街とした。

元和五年安藤直次（帶刀）紀州侯徳川頼宣の傳となりて田邊に封を受け、田邊城に主となつた。田邊は安藤氏の城下町として漸く繁盛を加へ、次第に發展して今日に及んだ。

都市の勃興の原因は種々にして決して單純でない。或は伊勢山田の如き神佛の所在に基因するものもあるべく、或は和泉堺の如く商業交通の便利によるものもあるべく、或は近江安土の如く全く政治的因素で成立するものもある。或る場合には之等の三つの原因が相倚り相扶けて發達して行く都會も

ある。(註三)

田邊は經濟的又は宗教的に自然に發達したものではなく、全く政治的に人爲によつて出來たのである。淺野氏の城下町としての町割は、果して如何なる形式であつたか、今之を明確に徵するものがない。今日存して居る田邊の古圖中、寛永前後と覺しきものが一つある。(註三) これを直に慶長の昔にあてはめて論斷は出來ないけれども、安藤氏になつて、甚しき町割の變更が試みられてないので、この圖の作成時代と建設當時と非常な差異あるものとは認められぬ。若し果して然りとすれば、此圖よりして田邊は一つ想定の下になれるもので、即ち全く政治的都市であるといふ論證を種々知ることが出来る。

第一に屋敷町と町家と纏つて區割せられて居ることを擧げねばならぬ。都市の發達が唯時代の推移に従つて自然に形造られたものであるならば、町人と武士との邸宅は極めて亂雜に、交互錯雜するであらう。何となれば彼等は唯各自の居住の便利の都合上、任意にその邸を營むから。斯る自然

の發達は防備の意味からも、また軍事上常備兵を養成して置く精神からも、士農工商の階級が漸く安定して、階級の別を嚴とする上からも、共に甚だ不都合を免れぬもので、或る一つの想定の下に新に經營せられた町では、大體この兩者は區割せられるのである。

第二に、町家の奥行は必ず十七間に一定して居ることである。故に道路は三十四間(時に、片側のみの所は十七間)を隔てゝある。

第三に、全町を通じて一つの四ツ辻がないことは重大である。道路は丁字形をなして遠見を不自由にして居る。何故かゝる不便なことをなしたかといふに、町家の奥行を十七間と一定したため城の堀より町を造つたとき、堀が二つあつて、正しく並んでなかつたためだともいふ説あれど、軍事上の見地から故意にかかる計畫を考案したと見るが最も至當であらう。一には遠見を妨ぐると共に、戰陣に際し伏兵の備に便し、且その屈曲を利用し敵軍の前進を狙撃防禦する便に供せんとしたのであらう。軍事本位の當時、商業交通の上の不便

は顧みられなかつた。かかる例はひとり田邊にと  
ゞまらず各地方にあり、紀州侯領の松坂は、町割  
の時道路を歪斜に附けて二町先をかくす様にした  
ため、

### 伊勢の松坂いつきて見ても

襄積<sup>ひだ</sup>の取り様で福惡<sup>まら</sup>し

といふ俚謠さへ生じた程である。(註四)

之を要するに田邊は、そこに築城されたのには多少地理的なり、何なりの條件もあつたにしても、自然に都市を生ぜしめる如き經濟的或は交通上の事情は有して居らない。全く城下町として戰國時代以後に起り、この地方の政治的中心となり、支配階級の人々と、それに需要供給の道をつけるために集まる各種商工の徒とよりなる一つの地方都市にすぎなかつた。

田邊に於ける座の初見は「寛文十三丑五月、片町鹽之座ニ訴訟申上其通に被仰付候」と「田邊町大帳」にあるのがそれであらう。寛文十三年といへば已に十七世紀の後半(一六七三年)で、安藤家が田邊藩主となつて早や五拾年を経て居る。(註二)

座はこの寛文十三年の記事をもつて初見とするが、單に專業專賣を許した事は、同じ「大帳」の正保二年の記事に「袋町魚店定」とあるから、三十年ばかり古い。傳へるところによれば袋町(現今は福路町)はもと細工町といひ柴垣職人等住んで居たが、安藤侯その家居の見苦しさを見て町家の殷賑を計らんとし、田邊には未だ魚店なしと、之を袋町に許し、他所にて賣買するを禁じたりと。

〔註一〕、「紀南廻導記」△西之谷(中略)棟數二十七軒内二十五軒  
役家也在地處ヨリ南ヘ三町程ニ洲崎ト云城跡アリ、慶長壬寅年淺野左衛門佐氏定<sup>ノ甥ナリ</sup>彈正長政<sup>ノ上野ノ山ヲ引き此處ニ</sup>築也同十年大浪アガリテ破壊セリ故又此城濠邑ニ築<sup>テ</sup>今ニ於テ繁榮ノ地ナリ。

〔註二〕、「田邊要史」總說、領主の沿革參照

註二、文學士見朔巳氏「安土桃山時代」(日本文化史)及び文學博士三浦周行氏「中世の都市」(經濟論叢第十四卷或は

「日本史の研究」)。

註三、「田邊御城下圖繪」鬪鶴神社に保管す。

註四、「松坂雜集」

## 第二章 座の初見

寛文以後田邊には種々の座が生じた。しかしながら最後の座は文化十三年に建てた五倍子ノ座

(註三) と文政元年六月定めた千鰯座(四註) とである。文政と寛文との間には百五十年近くも経過して居るわけである。以下章を改めて各種の座について説くであらう。

註一、「萬代記」 寛文十三年三月片町鹽之座ニ被仰付候。

註二、「和歌山縣誌」

湯川退軒居士集撰「田邊沿革小史」正保二年乙酉(明治二十二年己丑ヲ距ル事凡二百四十五年)初テ袋町(今ノ福路町)ニ魚店ヲ開ク事ヲ特許ス時ニ侯家ノ奴隸多ク此町ニ住ス。

註三、湯川退軒氏遺稿「田邊舊事記」文化十三年丙子八月五倍子ノ座ヲ定メ猥ニ賣買スルヲ禁ス廿八日備中屋六左衛門楨田屋傳兵衛山家屋六郎太夫富田屋善六ノ四家ヲ以テ仕入役所トス。(されど此記事「田邊町大帳」にはなし。いかなるものにヤ。)

註四、同上。文政元年六月廿七日千鰯座ヲ立ツ千鰯屋平八生馬屋吉兵衛油屋留藏ヲ以テ賣捌處トス他ニアル所ノ者ハ皆三家ニ集メシム。

同上。文政二年己卯閏四月三日千鰯座ヲ罷ム所有ノ品ハ原價ヲ以テ之ヲ買ハシム。

### 第三章 座の營業

田邊に於て座を生じ、商工業の種類は鹽、魚類、破物、たばこ、鐵砲薬、鑄物、五倍子等である。享保十一年「大年寄」が「町年寄」に宛てて發した座取締の口上によると、上記の外、蘭類、鐵類、太物、塗物等にも座があつたらしい。重なる座につき順次説明を試みやう。

(一) 鹽 寛文十參年より片町が鹽之座になり、而して之が田邊における最初の座なることは既に説いた。片町にて販賣する鹽は、何れの地方から仕入れたかは明かでない。附近(新庄村等)より鹽の產を見るに至つたのは餘程後年で、當時はおそらく撫養地方より輸入したものでないかと考へられる。

元祿元年十壹月に、町奉行所は鹽之間屋を満合惣右衛門に許した。惣右衛門は問屋を許されんことを請ひ、運上として鹽二百五十俵を上らんといつた。奉行は之が可否を廣く全町に問ふた。片町は勿論惣右衛門に問屋を許されたならば鹽之座の

衰替を來すをのべて反対し、進んで片町が運上を以後厭じ様とまでのべた。しかし元來片町は富有ならざる町なれば、運上を約すとも將來實行困難なるべきを理由として、十二月十日遂に惣右衛門に鹽問屋を許すこととした。(註)

註、「田邊舊事記」元祿元年十二月十日滿合惣右衛門ナル者田邊領下ノ食鹽ノ問屋業ヲ專ニセン事ヲ請ヒ二百五十苞ヲ以テ稅ニ充テン事ヲ願フ兩市街ニ其可否ヲ尋問ス片町之ヲ論シ前年許可ヲ得タル食鹽座ノ衰替ヲ來スヲ嘆訴ス聽カス。

「田邊町大帳」元祿元年辰極月十日滿合惣右衛門御願分鹽問屋ニ被仰付候爲御運上鹽貳百五拾俵指上ヶ可申由御願申其通ニ被仰付候其節町江川構ニ罷成候やと御吟味被成候故片町より願書一通指上御願申候へども片町之儀は皆々不如意成者に候へば行々御運上不埒ニ可有由ニ而不仰付候。

(二)破物、破物とは焼物或は陶器のことである。延寶年間以來南新町が破物座になつた。(註)  
註、「田邊町大帳」一延寶四年、南新町破物座御訴訟申上願之通被仰付候。

(三)魚類 正保二年魚ノ店を指定された袋町は

紀州田邊に於ける座の研究(脇村)

天和四年鰯座の御許しを得た。鰯座とは鹽魚の賣買をするのだが、從來江川が之を取扱つてゐたのを袋町町民が困窮を理由とし、天和元年御願ひして、四年越の天和四年に希望を達した。しかし許可の條件として「諸事高値に賣、諸人之迷惑」となり又は「不届成ル儀」があれば「何時にも御取上相成べく候」とか、幕府へ藩が獻貢す鯛鯖醤を製する時期には「御手傳可仕」事なごが附加して居る。(註二)鰯座の期限は五ヶ年だつたが満期毎に引續き願出て許可を得るのを例とした。

俵鯪も享保六年以來江川を初め町内で賣るを禁じ、袋町のみに限つた。後年江川困窮するに及び俵鯪の居賣を袋町同様に許しを得た。(註三)

「芳養」敷など田邊近郊の漁村より町内に来て魚を民家に就いて賣るを荷賣といひ、辻々に立つて賣るを辻賣といひ、共に許された。辻賣は全町の辻々に何處でもといふのではなく、特に二三の辻に限られた。(註三)

註一、「田邊町大帳」貞享元年(天和四年)二月十九日ニ袋町及困窮天和元年より訴狀指上ヶ鰯座被仰付候様願申候其

通ニ被仰出則一札仕せ置候

一札之事

一、袋町之儀近年及困窮候に付町中江川ニ而賣申鹽鰯並  
鹽物魚之棚壹町へ仰付下され候はゞ以御慈悲立行可申  
由、年來御訴訟申上候爾此度當分御救ミして願の通被  
爲仰付下候段偏各様御影ミ存難有奉存候、就ては被仰  
度候は右の鹽物鰯の儀四五年被下置候はゞ隨分壹町立  
行申様に手廻可仕由併諸事高値に賣、諸人の迷惑に罷  
成又は不屈成儀出來仕候はゞ不限何時御取上可爲成由  
奉得其意候。

一、若何方に而も隠賣を見付候はゞ先町年寄清右衛門に  
相斷指圖を請可申候我鑑成儀仕間敷候。  
一、先年より棚役之儀無相違相勤可申候、この外御た  
きの時分は乍恐御手傳可仕候。

右諸事爲仰渡候趣相背申間敷、若相違御座候はゞ如何様  
共可爲仰付候爲後日如件。

子二月十九日

年寄 清右衛門判  
組頭 清左工門同

一郎工門 同

五郎四郎 同

喜三郎 同

註一、「田邊町大帳」一、元祿三年七月江川惣右衛門、たばこ

「萬代記」右の「一札の事」と同文句のものあり唯後に  
「町會所に取置申候」もあり。

註二、「田邊町、江川、諸事覺帳」(文化參年) 一、俵鰯享保六年十二月袋町の外他町居賣は不相成ミ被仰付。俵鰯江川

にて居賣不苦、江川、敷、芳養より町内に荷賣不苦、俵  
鰯之外是迄の通荷賣不苦、辻賣は不相成旨享保十九寅年  
ナ賣ル事ヲ許ス其他魚ノ荷賣ハ舊ニ由テ之ヲ許ス達賣ハ  
許サズ。

二月十六日被仰付。

註三、「田邊町、江川諸事覺帳」(文化三年) 一、在中浦方より

町表へ魚類辻賣場北新町辻より三柄口出口迄、江川大橋  
小橋の間より本町木戸際迄、右の所は辻に席取可申其外  
町内に而辻賣堅不相成、尤荷賣何方にも不苦候旨享保  
廿一年卯正月十九日被仰出。

(四)たばこ、多葉粉座は元祿三年江川惣右衛門  
が願ひ出で許され、運上として銀二十枚を差上げ  
た。(註一)元祿六年期限が切れて召上になり、大  
年寄四人で之を營むだ。後大年寄四人で之の座を  
營むこともあり、又そのうちの一人が營むことも  
あつた。(註二)

註一、「田邊町大帳」一、元祿三年七月江川惣右衛門、たばこ  
問屋之儀爲御運上銀二十枚指上ケ一人に被仰付下候様に  
そ舊冬より御願申上候に付願之通に被仰付候趣。

一、たばこ一廉之間屋可仕候外之荷物は只今迄有來候問屋へ付申答。

「同上」元祿六年十二月江川惣右衛門のたばこ座、(中略)當年内ニ被召上候由被仰付候。

註二、「田邊町江川諸事覺帳」(文化三年)一、多葉粉座寶永六年丑十二月廿八日大年寄糸川半太夫へ被下置、御願分町在多葉粉商入一軒ヨリ三匁ヅ、取立候内冥加銀三枚御手へ差上申候、余町中入用ニ仕候半太夫估却後町會所ヨリ差配仕候。

「田邊舊事記」一、安永四年三月六日烟草座ヲ以テ袋街、二階屋五兵衛、本街、清水屋吉右工門ノ二人ニ命ス初メ

烟草賣買ノ座ハ大年寄中ノ特務タラシム既ニシテ大年寄糸川半太夫一人ニ命ス半太夫死シテ復其子ニ付ス、其子死シテ後復大年寄ニ歸ス五兵衛ハ乃チ絲川氏ノ後タルヲ以テ之ニ命シ吉右工門ヲシテ之ヲ佐ケシメタルナリ。

「同上」一、寛政七年八月五日、二階屋五兵衛、清水屋善右工門兩名ノ烟草座ヲ廢シ町會所ノ所管トス。ルヲ述ヘ烟草札ノ制ヲ嚴ニセシ事ヲ請フ。

(五)鐵砲薬、正徳年間山科屋新八が鐵砲薬座となつたが、後いかなる理由にや、之を斷つた。火薬類を「町々にて氣儘に賣捌」くは「火用心惡敷候故町中にて賣捌座二軒拵度」と願ひ寶曆十年古

金屋と森田屋が、鐵砲薬座になつた。(註二)火薬類は當時和歌山の商人より買つて居つたこと文政年間古金屋と和歌山の商人の取引上の争ひより知られる。(註二)

註一、「田邊町江川諸事覺帳」(文化參年)一、鐵砲薬座正徳年

中山科屋新八へ被仰付有之候處其後御斷申上相止め候に付町々にて氣儘に賣捌、火用心惡敷候故町中にて賣捌座二軒拵度段寶曆十辰年奉願御聞濟、上長町古金屋傳右衛門、北新町森田屋吉郎兵衛兩人へ申付冥加銀壹人前に年々拾匁づゝ差上可申答。

註二、「田邊舊事記」文政二年古金屋傳右工門若山岡崎屋惣助ト火薬受賣ノ紛議ヲ起ス。(下略)

「同上」文政三年火薬ハ寶曆年中古金屋傳右工門專賣ノ權ヲ有シ若山岡崎惣助一名ヨリ積送セシニ四月之ヲ廢シ高塙領津田喜一郎ヨリ買ハシム。

(六)鑄物、工業で座の存したのは鑄造のみで釜之座と之を呼んだ。大年寄の多屋平次寶曆年間釜之座仰せ付かり世々之を營むだ。釜之座で注目すべきは元來鑄造は京都真繼大和守の特許業で從つて、田邊の釜之座も他の諸座ことなり、冥加銀は真繼氏に直納したことである。多屋平次の工場の存した處を吹屋町といふ。(註二)後、多屋平次

一時業を止め文化十四年再び開かんとする際、眞・人の組を稱するに用ひらるゝに至つたのである。繼家との間に種々行違を生じたが、文政四年無事落着し翌年より再び業を始めた。

(註二)

註一、「田邊町江川諸事覺帳」(文化三年)

一、釜之座、多屋平次、

右寶曆十一年願書指上十月ニ願相済。

湯川退軒氏遺稿「田邊沿革小史記事本末」鑄造業ハ多屋氏世々之ヲ營ス、京都眞繼大和守ノ特許業ニシテ其稅ハ眞繼氏ニ直納ス。

#### 第四章 座の意義

ひろく「座」の意義に關しては既に先人の研究が具つて居れば、就いて見られたい。(註二)こゝでは順序として田邊における「座」の意義を簡単に研究しやう。

吾が經濟史上における「座」は普通聯想されやすき座商の意でない。通常座なる文字は占められたる場所といふ義に解せられるが、辭書の示すところによればこの外、集會の場所の義がある。この集會の場所の義が轉じて遂に集會するもの即ち團體仲間といふ義に用ひられ、後ある種の商人工

に住むものでなければならない。(註三)

かくの如く初期の座は餘程地域的の性質を帶びて居るが時の経るに従つて、趣きのことなる座が生じてきた。たばこ座の如き、鐵砲薬座の如き、釜の座の如きそれである。たばこ座にあつては未だ四人の大年寄の經營で、組とも見られるが鐵砲薬座に至つては、組合員は二人に限られた。釜の座に至つては單に個人の專業を指すものである。たばこ座も時に、四人の中の一人が座を經營して、個人の專業となるところがなくなつた時もあ

今田邊における座に就いて考へるに、矢張座即組説をとらねばならない。片町の「鹽ノ座」を初め、延寶四年南新町に許されたもの、貞亨元年袋町に仰付られた、鰯座などいづれも商人の組を意味するものである。而して是等の諸座がいづれも特に一つの町に限つて、指定されたといふことは興味がある。一つの座がある町に限つて許されるときは、その職業に從はんとするものは、その町に住むものでなければならない。

る。さうして、是等にあつては座は單に問屋と同じ意に使用されて居つたとも見られる例がある。

(註四)

以上よりして、田邊における座の意氣につき次の如き結論を下しても大なる誤りには陥らないだらう。

田邊に於ても「座」は最初は商人の團體即ち組の專業を有するものゝ義に使用され、地域的の制限も含まれて居つたが、次第にその制限を失ふと共に專業を有する一個人をも指すに至り、問屋と同じ意に用ひられるに至つた。

註一、三浦周行氏「法制史の研究」

福田徳三氏稿「吾邦中古商業ノ座ニ就テノ雜見」(國民經濟雑誌第十、十一卷)

平泉澄氏稿「座管見」(史學雜誌第二十八卷十二號)

同 「再び座に就て鄙見を述べ」(史學雜誌第二十九卷三號)

柴文學士稿「座」(經濟大辭書)

註二、三浦博士「法制史の研究」

註三、「田邊帳大帳」(元祿元年、片町「鹽之座」が指上げたる口上書の一部)「濱五郎右衛門江川が長町に而、鹽棚出し申度由、御訴訟仕由に御座候へば左様に仕候而は片町之

紀州田邊に於ける座の研究 (脇村)

鹽賣れ申間敷由申上候御聞届け被遊五郎右衛門儀は片町にて賣申様に被仰付片町へ鹽棚出し申並みに五年程小賣仕其後は屋め申候」

註四、第三章「座の營業」(二)多葉粉座註一 參照

## 第五章 座の起原

何故田邊に「座」を生じたのであらう。果していかなる目的で「座」はつくられたのか。この問題に對し、私は二つの理由をもつて答へることが出来る。

第一、種々の必要品を製造商賣するものを保護し、之を維持し、發達せしめると共に、城下町屋一般の繁盛維持を計らなければならぬ。これからして、一定の職業を一定の地に限つて許すとか(註二)一定の商業には「座」を設けて、競争を絶つたのである。座は城下町の繁盛を増すとか商業の發展を期して設けたものでなく、全く消極的目的からである。すでに説ける如く田邊は單に城下町として生じたので、一定の範圍以上に發展することは不可能なるは勿論、自由競争に放任しておけば商業者は共倒れとなり、從つて城下の衰微

をきたす憂ひがある。此間の事情は既にかゝげたる袋町鰯座の指上げたる「一札之事」に甚だ明瞭である。其他片町が鹽之座を得たるは「何之家職も無御座ノ町役等も勤兼家之繕ろひも得不仕殊に大手口に而見苦敷」故だといつて居る。従つて又袋町、片町にとつてはかく「座」を仰付つたのは全く「御救」ひであつて「難有奉存」つたわけである。

第二、町家の困窮を救ひ、城下の繁盛を維持し、間接に一藩の利益としたことは、以上第一の理由で明かであるが、直接「座」を設けることにより、運上銀、冥加銀をとり、一藩財政の利益を計つた。座仲間に對しては、其特別の恩恵に對する義務として冥加銀、運上金を取るは勿論臨時に御用金及び御立用金をさへ要求した。

かく藩の直接、間接の利益のため座を設け、「座」許否の權は藩當局の手にあつたが、全然町民の利害を無視し全體の不利益となることを行つたわけではない。相當自治的の權利は認めたかの様である。北新町が鍋味噌の座を許されんことを請ふたが、

之を各町の年寄に諮るに、「諸民の迷惑となるべし」との答を得たので遂に許さなかつたことがある。(註二) 假令座を許されたならば相當運上銀を献ずとまでいつて願ひ出ても、町民の利益を慮り、その反対があつて、許さなかつた例も一度にとゞまらずある。(註三) しかしながら常に町民の意見によつて許否をきめたわけでもない。元祿元年片町に仰付つてある鹽之座を一人に許されたならば、運上を献じようと願ひ出たものがあつた。型の通各町に諮つたところ、利害關係の深い片町は口上書を奉つて反対し、運上銀を自分の町で出すからとまで云つて反対したが、片町は貧窮故將來運上来實行出来るかどうか危いといつて、遂に一人に許された様なこともある。

田邊の座には神社とか佛閣との因縁によりて生じたものは一つも見出し得ない。即ち宗教的の座は存在しなかつた。

(註一) 袋町を魚ノ店とした外、緝屋町を馬子仲士の町とし、旅人の旅は下長町に、行商人の宿は本町にと限つた事實がある。

「田邊沿革小史記事本末」 凡ソ商工業ニハ某ノ町ヲ限ツテ之ヲ許ス者アリ藩初侯家ヨリ特許ノ書ヲ賜ヒシヨリ始マル福路町ノ魚店下長町ノ旅宿業紺屋町ノ勞力社會乃馬夫仲仕業等是ナリ紺屋町モ此稱アルヲ按スルニ藩初ハ染匠ノ群居セシ地ナリシモ知ルベカラズ。

「田邊町大帳」 一、寛文十二子年正月往來之宿下長町へ被仰付方々より參詣商人之宿本町被仰付候。

註二、「田邊町大帳」 一、延寶三卯七月、北新町より鍋味噌之

商買仕度由此段座に被仰付下候様に訴狀指上け申候に付町中構に成申間敷哉と御尋被成候に付、惣町構に罷成候由、丁々年寄連判有之、訴訟狀差上げ申候故不被仰付候。

註三、「田邊町大帳」 元祿六年二月江川惣左衛門紺屋に遣せ候藍玉之儀一人に被仰付下候はゞ銀五枚御運上指上可申之願書上る紺屋共の構に不成候や御吟味に成られ候様に紺屋中構に罷成申候之書付指上申候に付不被仰候。

「同上」 元祿九年九月廿七日和歌山湊久保町市郎右衛門總見世之座御願申上候に付町江川構に成申やと御尋に付霜月二日町江川より座に罷成候而は構に成申す由御願上る右書付市郎右衛門に見せ申候て會所にて申付る。

## 第六章 座の組織

前に述べたる如く座内部の規約等が現存してなく、座外の史料中、座に關するものを擇んで研究す

るのであるから、その組織、活動等については充分判明しない。しかし幸ひ片町がその鹽之座に關して元祿元年、町奉行宛に指出した口上書が其儘「田邊町大帳」にのつて居つたり、其他座に關する短かい記述を集めて、多少片鱗位は知り得る。かくして私が自分の頭の中に描き出した當時の座を述べやう。

(一)問屋と小賣商、初期の座、即地域團體的性質を帶びて居つた頃の座にあつては、その中に問屋と下請人(小賣商)とが分れて居つた。この問屋と小賣商とを一所にして座と總稱したのである。片町の鹽の座では問屋が一軒で他は皆小賣商だつた。濱五郎右衛門が江川或は長町に開きたいと願つたが許されず、片町に出した鹽棚といふのは小賣店で、小賣店が片町中に何軒もあつたことは「町並みに云々」といつてるので推察できる。(註一) 南新町の破物座については何等據るところないが、恐らくは同じ組織だつたであらう。

然るに後になつては稍ことなり、單に問屋のみを指して座といひ、小賣は全然座より除かれた。多

葉粉座における問屋と下請商との關係がその例である。

座の中の問屋、或は座とされた問屋では通常は座物以外のものを取扱ふのは嚴禁された。(註二)

註一、「田邊町大帳」

烈乍口上書

一、片町之儀何之家職も無御座役等も勤兼家之縁るひも得不仕殊に大手口にて見苦敷御座候故先年稿科孫右衛門様町御奉行之箭鹽之座御訴訟申上候處に願之通被爲仰付難有奉存以御慈悲御役儀等も相勸罷有候其刻片町年寄紺屋傳兵衛仕候則鹽問屋之儀も傳兵衛相與塗師屋七十郎少之内相勤其後下右衛門に被仰付候其時分片町船着に可申成由に而船ひの水道御尋請御座候故彌下右衛門に諸事問屋に被仰付口錢の儀も只今に至少宛取申處實正に御座候。

#### 御奉行様

註二、「田邊舊事記」寶永貳年二月江川庄屋年寄ヨリ市郎右工

一、其箭濱五郎右衛門江川が長町に而鹽棚出し申度由御訴訟申上候御聞届け被遊五郎右衛門儀は片町にて賣申

數由申上候御聞届け被遊五郎右衛門儀は片町にて賣申

數由申上候御聞届け被遊五郎右衛門儀は片町にて賣申  
様に被仰付片町へ鹽棚出し申並みに五年程小賣仕其後  
は屋め申候。

一、今度五郎右衛門儀御願分鹽問屋に被仰付候はゞ爲御運上鹽二百俵指上げ可申由御訴訟申上候由大庄屋大年寄中より被仰聞候願之通に被仰付當町江川の内にて鹽棚出

し候ばゞ片町之鹽は一圓に賣れ申間數と奉存候・左様に御座候而ば以前の通瀬丁内衰微仕御役等も得不仕家の縁も仕兼可申候間苦敷罷成可申と奉存候、然ば五郎右衛門儀御運上指上可申由連て申上候は片町之儀は本、御敕に爲下置儀に御座候とも田邊江川、内斗五郎右衛門並み御運上指上げ可申候間先年之通に被爲被仰付下れ候は難有可奉存候以上

元祿元年辰霜月

片町年寄 下右衛門

組頭 安右衛門

七右衛門

牛四郎

又三郎助

太郎作

チ訴フ商議ノ上之チ禁ズ。

(二)期間。座は永代許されたのでなく、定まった期間があつた様だ。しかし別段一定してなく、それぞれに定まつてあつたらしい。さうして期間が切れると改めて願ひ出て、許されたものもあるが、そのまゝ止められたものもある。(註) 貞享元

年袋町に許された鰯座は五年をもつて期限として満期毎に改めて願ひ、引き續き仰付けられた。

註、「田邊町大帳」元禄六年十二月江川惣右衛門たばこ座鹽屋惣右衛門の座、當年内に被召上候由被仰付候半之座儀は相果候共承々御用相務申者之儀に候得ば干鰯之座は來戊之年中被下置候。

(三)座銀、座が種々の特權を與へらるゝ對價として何等かの名目で之を出した。唯田邊にあつては「困窮のお救」のため「以御慈悲」つて許す場合があり、そんな時にはこの對價を出さぬものが有る。片町の鹽之座がその例だ。對價には無形の勤勞等をもつてするものと有形のものとある。袋町が「御たゞきの時分乍恐御手傳可仕候」と鰯座を許されたときの一札中にいつたのは前者の例で、侯家より幕府へ献貢する鰯鮓醤を製するときには應分の助力を致すを誓つたのである。しかし對價は有形を以て通常とし、それが又金納と物納とある。前者は座銀、運上銀、棚役又は冥加銀の名を以て呼ばれ、後者には運上、冥加の名があつた。

座銀の額は座によつて異なり一定してなかつた。同一の座の座銀も、時や人によつて變はつた。多葉粉座に於て江川惣右衛門の時は銀二十枚を出したに拘はらず、糸川半太夫は銀三枚を運上銀としたにすぎなかつた。

小賣をする下請人は座物を取扱ふ問屋に對して下請銀といふものを出さねばならなかつた。享保年間座の制案れ、座外のものにして之を犯すものあり、令を發して座の制を勵行せしめ、併せてこの下請銀のことについても論じてある。(註)是によれば「下請銀當年分如何程と」双方が「相對の上」できめて可なる旨を繰返し命じてる。糸川半太夫が多葉粉座を仰せつかつて居たときは、下請人より一軒につき三匁づゝ下請銀を取立て、その中から冥加銀を出したこと多葉粉座のところで述べておいた。

註、「田邊町大帳」享保十一年七月、

口 上

一、諸商賣座之儀彼此と相仰付居り候處此度改諸方一同に相定候様仰付候因茲在中の儀は田邊に準可申との儀に候町表座の儀早々相極申様と被仰居候間来る七日迄の

内片付可申座外の儀も八日より座商買の儀一切停止可  
申候間其儀町々座仲間座外共に急度可申付候若又仰品  
有之候へは早速可申出候。

一、

蘭類鐵類の儀は座仲間外先々より商買仕來候商人下請  
之儀届申者有之候は、商買致させ度由願出に付其通申  
付候町々吟味致し望人有之候は、下請銀當年分如何程  
と請座相對の上に賣買致させ可被申候。

一、賴戸物座南新町一丁之外商買指留め候筈に候間其通可  
被相心得候。

一、鹽座仲間之外商買指留申答。

一、太物座、干鰯座、塗物儀綿問屋之儀も下請人有之候は  
以此座仲間相對之上商買致させ可申候。

一、月六齊市場之儀は相定之通座仲間の商人宅町工商賣可  
被致候外町エは一切無用候下請之儀は勝手次第候。

一、座物の儀は只今入込有之候座外之商人、上方より取寄  
見世棚に有之候分、来る七日過候は引込置可被申、  
彌以八日より御停止に候、其上は上方へ相戻し候とも  
又座仲間へ賣候とも此儀は相對の事に候。

右箇條の通座物の儀、座外之者猥に賣買致候は、見附次第  
座仲間者押取申答候尤下請銀之儀初に有之候通當年分いか  
程と相定可申候面々心得違不申様に念入相觸可被申候。

七月八日

町々年寄中

大年寄四人連名

右之通承知仕丁内銘々急度申渡候

町々年寄

大年寄中宛

右決書町々へ渡す。

(四) 座と年寄。年寄に大年寄と町年寄あり。田邊町に四人の大年寄あり、町奉行の令を奉じ、町内に各一人をおく、町年寄を通じて町政を司ごつた。年寄は以上の如くいすれも町政を司るもので決して座の機關ではない。しかしながら、大年寄町年寄にして座を經營するもの一二にドまらない。多葉粉座は江川惣右衛門佑却後は大年寄が之を營むた。釜の座は大年寄なる多屋平次が代々之に當つた。片町鹽之座に於て、問屋は町年寄が兼ねて居つたことも既述の通りである。座と年寄との關係につきては、鐵砲藥座の如く年寄とは無關係のものあり、容易に斷じ難く今は唯問題の提出にのみとどめて、他日の研究を期さう。

(五) 専業專賣權。座外のものにして座の專業專賣の特權を犯し、自由に營業するを「隱賣」といつた。前記享保十一年の座制取締令によれば、「隱賣」は「見附次第座仲間者取押申答候」であり、

座仲間で勝手に處分出來たらし。しかしながら貞享元年袋町に許された鰯座にあつては、假令「隱賣を見附候」ても先袋町の「町年寄清右衛門に相断り指圖を請可申候我儘成儀仕間敷候」と定められて居つた。

座のこの特權に關し田邊における「他所商人」の商賣禁止と「在見世の商業」制限とを章を改めて次に説かう。

### 第七章 「他所商人の商賣」制限 と「在見世商業」禁止。

封建割據の時代ことに百般の事物すべてその領域外との交渉をつとめて避けた當時にあつて、他人は勿論同國人でも他領の者の城下に入り來り、自由に營業するを好まなかつたのは珍らしくもない。田邊にあつても、特に座を設けた趣旨などを併せ考ふれば、「他所商人の商賣」制限は當然である。

田邊に來つて新に商賣を初めるものに、和歌山よりするものが多かつた。寛文年間になつて和歌

山關戸の商人の田邊に店を開き小賣を始め、從來の田邊の商人には大打撃を與へるに至つた。そこで町民より訴訟して關戸の商人の小賣を禁じ、卸賣のみにした。これが他所商人に加へた最初の制限で(註二)、其後更に「當地にて家を買ひ」「妻子をも帶へ来る」二條件を加へた。(註三)

貞享二年に和歌山の商人當地に來つて家は買へ妻子は連れ來らず、前々との約束に背きその上彼等は「當所にて大分銀子を設」けたならば「時節を見合」せて、田邊を去るから一向田邊の繁盛にならない。商家が多くなれば土地の者利益薄くなり、従つて「家居見苦敷相成」り「御役儀も得不仕」それではお上の「御爲も乍恐如何にと」思ふからと、こんな理由で制限の條件勵行を促したことがある。(註三)

行商はどうかといふに、流石是は一時的のものなれば、左程苛酷な制限もしなかつた様だが、旅宿を本町に一定し、そして「十日錢」といふ入市稅を徵した。十日錢は十日を單位として課稅するからこの名があるので、十日を一匁とし、十日毎

に一匁を増して納めさせた。(後年宿屋から内願して十日に足らざるものゝ中、四日間迄滞在するものは一日一分づゝの割で計算し五日以上十日間までを一匁と改めた。) (註四)(註五)

次に領内「在見世の商業」に對する制限を見やう。田邊にあつては會これは城下町の「座」商權保護を目的とした様であるが、徳川時代にあつては農民の商業を兼ねるを禁じたのは到る所その例に富むで居る。而してその之を禁ずる理由は「無益の儀仕、耕作に精不出」といふ一句につきて居る。

「農は國の本」とか「土農工商」とかいつて口では農民優待をいつて居るが、實際にあつては彼等は「農業耕作を本とし相應の諸稼無油斷、御年貢を大切に心得、儉約を相守て兼て御定の通り年内皆濟に可仕事」き道具位で、人として人格を認められるといふ様なことはなかつた。商賣を始めては肝心の農作が怠り勝ちとなり、又餘計なものをして店頭に並べておいては、他の百姓の購買慾を刺戟し、自然分を超えて華美となり、御年貢を皆濟す

ること困難となるべく、かたぐ農民の商賣以ての外と之を飽く迄禁止した。

田邊藩でも寶曆三年御觸を出し、「見世、多成よりおこり、百姓の内に無益の費有之のみにて勝手の爲に成候儀は無之華美を好み家宅諸道具類迄外をかざり候儀百姓の風儀を忘れ候段不宜事に候」と諷め一切商業を停止した。(註六)

しかし領内で商業を許されるのが田邊だけでは餘りに不便なれば、賣買品を限つた近在に商業を許した。(註七)

「他所商人の商業」制限といひ、「在見世の商賣」

禁止といひ、其共に甚だ消極的ではあるが、「座」商權の保護を確實にし、以て城下町の繁盛を維持するには不得已に出でた政策であらう。

註一、「田邊帳大帳」寛文十一亥年極月、和歌山關戸之商人諸

事問屋賣に被仰付被下候様に町中より訴訟仕り候に付、

問屋賣 被仰付候。

註二、「同上」延寶四年辰四月和歌山關戸村五一郎と申すもの當地に而家を買、住居仕度と願書指上申候、則御奉行へ申窺候へば致住居候へば家を爲買妻をも爲持候様にと被

仰付候。

註三、「同上」貞享二年二月大庄屋大年寄口上書指上候。

口上

二月晦日  
田邊町大庄屋大年寄

一、先年和歌山關戸之商人大勢參、見世商仕候に付當所之町人殊の外迷惑仕御訴訟申上候へば被爲聞召關戸上方より參候商人は出見世を引申様被仰付候、然は地の者商も少宛御座候而悉存罷在候處近年は他所の者家を買、妻子を引越居住仕候様に品替願出仕、只今迄六人當所に罷在候尤家は買申候へ共妻子を引越申もの一人も無御座候度々其段申付處へ共承引不仕、出見世一分に相見申候左候へば彼等前御願とは各別相違に罷成候、此者共公儀を掠、私共申付候儀も聞入不由候へば他の町人共此様子を見及諸事次第に不作法に相成申可候。

一、加様に旅の者當所に出見世仕候へば御爲に成申儀も御座候と奉存候へ共、只今迄左様の儀も無御座候、次第

に出見世大勢に成候へば地の者行々草臥家居見苦敷相成御役儀も得不仕候御爲も乍恐如何にと奉存候。

一、右旅商人妻子を持不申は本より出見世の心得に而以後居住仕覺悟にて無御座候只當所にて大分銀子を設、時節を見合、在所へ戻り可申様に奉存候左様に御座候へば當所の爲に成申事は一圓無御座、費多く御座候右之通に御座候故先年妻子を持ち申様にと被仰付候然者只今迄願を立罷在候者妻子を持不申候故我々不吟昧之趣に町中之者存候以上

貞享二年丑

註四、「田邊町江川諸事覺帳」(文化三年)一、他所商人十日錢旅商人より爲出申し、尤他所より參り候商人滞留日數、十日を一匁と定、商人宿より取立集めおき町人用に仕候。

右享保九辰年霜月より始、

註五、行商と同じく一時的のものだが田邊灣或は附近の港に遯難して日和待ちして居る船の船頭が積荷の一部を田邊から、近在まで賣つて廻ることがある。之も町の商人の訴訟により問屋賣にのみ制限された。

「田邊町大帳」元祿七年成年

口上

一、先年鍋たばこ碗折數の儀問屋賣に仕一切小賣不仕筈に被仰付候處に近年猥りに罷成商船參り而問屋賣仕、船子方々荷ひ賣其外浦々にて日和待仕居候商船之者當地へ上り参り而在々迄入亂諸色商申候故迷惑仕候荷ひ賣小賣町中之者當座銀無き者は諸色借し掛銀等集中其上當座之商をも得不仕勿論武具馬具類吳服物疊み表の儀別に構に罷成不申其外諸色若以御慈悲問屋賣之外小賣不仕様に被爲仰付置下候へば難有可奉存候、以下。

戌九月

町々商人中

註六、「田邊町江川諸事覺帳」(文化三年) 寶曆三年酉七月。

一、在見世の儀在方へ被仰出。

近年在々の酒屋多出來並見世にて色々の物、尙また商のみにて野業うとく候者も多有之候由きこへ候、城下近に候へば在々に商人無之候も差支申儀は有之間數候見世多成よりおこり、百姓の内に無益の費へ有之のみにて勝手の爲に成候儀は無之花美を好み家宅諸道具類迄外をかかり候儀百姓の風儀を忘候段不宜事に候自今は酒屋並店店

註七、「同上」

相止可候商にかゝり居在候者も野業一廉にもとづき百姓相續致可候様可仕候。

一、新庄見世商物

炭太平、薪葛、木類、煙草、穀物、茶

右は寶曆十二年十月御定にて候。

安永六年八月暮を除、七色に御極め被仰付候。

脇村義太郎